

いじめ防止対策基本方針

福島市立野田中学校

1 いじめ防止対策基本方針の目的

いじめによる自殺や不登校など、陰湿ないじめが社会問題となっている。

本校では「いじめ防止対策推進法」及び「福島市いじめ防止基本方針」を受け、本校におけるいじめ防止基本方針を定める。市教育委員会をはじめとする関係機関との連携のもと、学校、家庭、地域が一丸となっていじめ防止に取り組むことをねらいとする。

2 基本方針

(1) いじめの定義

いじめとは

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

「いじめ防止対策推進法第2条」より

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、現に起きているという基本認識に立ちながら、次の点について取り組む。

- ① 生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- ② いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他の重大な人権侵害となり得る行為を含むものであることから、家庭や地域、関係機関との連携のもと学校が中心となって組織的にいじめ防止に取り組む。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 生徒一人ひとりを大切にされた学級経営

- ① 教師と生徒、生徒同士の信頼関係の構築に努め、生徒が安心して学び、生活できる居場所づくりと学級づくりに努める。
- ② 生徒の「自己有用感」につながる温かい声かけ等を積極的に行い、「認められた」「人の役に立った」という経験を多くさせる。

(2) 生命や人権を尊重し、豊かな心を育てる道徳教育・人権教育の実践

- ① 道徳の時間を中心とし、生命の大切さや思いやり、家族愛、感謝の心を育てる道徳教育の充実を図る。
- ② 生徒が人の心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(3) 教職員による望ましい教育環境づくり

- ① 教職員の言動には十分かつ慎重に気を配り、生徒の良きモデルとなり、信頼される教職員を目指す。
- ② 校内組織が有効に機能し、さまざまな問題に対応できる協力・協働体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりに努める。

(4) 保護者や地域への働きかけ

- ① PTAとの懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ② 学校・学年だより等を通して、いじめの持つ問題性や家庭教育の重要性を具体的に理解してもらえるよう、広報活動に努める。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめを発見する手立て

- ① 教師と生徒との日常の交流を通じた発見
ア 生活ノートやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談や観察を通して気になる様子に目を配る。
- ② 複数の教員による発見
ア 教職員全員がさまざまな教育活動を通して生徒に関わることにより、発見の機会を増やす。

イ 教室と職員室の経路を変えたり、生徒のトイレを利用したりすることで気になる場面の発見につなげる。

ウ 休み時間、昼休み、放課後の校内巡視を計画的に行うことにより、問題場面の発見につなげる。

③ アンケートの実施

ア 「いじめアンケート」調査を(学期1回)、いじめを含めた「学校生活アンケート」調査を(前期・後期1回)全校体制で計画的に行う。場合に応じて臨時のアンケートを実施する。

イ 長期休み明けなどに、生徒の人間関係に変化が訪れる時期や学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施する。(いじめに関する定期調査年3回)

ウ 「学級集団分析尺度 Q-U」等を活用し、学級内での人間関係について把握するための調査を実施する。

④ 教育相談を通じた把握

ア 定期的な面談実施や生徒が希望するときは面談ができるよう体制を整えておく。

⑤ 生徒会が主体となった取組

ア 生徒会活動によりいじめ防止を訴え、解決を図れるよう自発的・自治的な活動に取り組めるよう支援する。

5 いじめに対する措置

(1) いじめと疑われる行為を発見した場合、いじめを発見した教師、学級担任、授業担当者などによる迅速な事実確認と報告を行い「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。その際、積極的な認知を心がける。

(2) いじめを受けた生徒を守り通す姿勢で真摯に対応し、学級担任を中心に的確なかかわりをもつ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全にも十分に配慮する。

(3) いじめを行った生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う。

(4) 教職員の共通理解及び保護者との協力体制を構築しスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応する。

(5) ネット上の不適切な書き込み等(名誉毀損やプライバシー侵害等を含む)については、直ちに削除する措置をとる。プロバイダ又は地方法務局等に協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。

(6) いじめが落ち着いたと思われる場合でも、いじめを行った生徒及びその周囲の生徒を継続的に観察し、再発防止に努める。また、いじめの案件を検証し、全校で再発防止の強化に努める。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態

① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

ア 生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

オ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

「重大事態」となった場合、学校としてのかかわり、家庭としてのかかわり等、多方面から該当生徒(被害・加害)について調査が必要とされる。

② いじめにより生徒が相当の期間(年間30日が目安)、学校を欠席することを余儀なくされていると認める場合

③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

市教育委員会を通じて市長へ事態発生について7日以内に報告する。

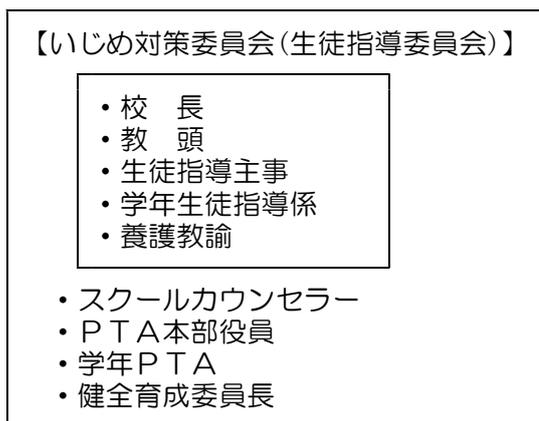
(3) 重大事態発生時の対処や同種の発生の防止に資するための校内対応についての共通理解

① 重大事態への対処やその防止のために、速やかに組織を設け、質問票の使用等、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にする為の調査を行うこと。

② 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に事実関係等、その他必要な情報を適切に提供すること。

③ 不登校重大事態が発生し、教育委員会から学校主体の調査の指示があった場合は、野田中学校いじめ対策委員会が野田中学校調査委員会に外部人材(学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表)を入れて調査を行う。

7 いじめの防止等の対策のための組織



毎週開催している生徒指導委員会をいじめ対策委員会とする。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催しその後も随時開催する。なお、職員会議において情報共有及び共通理解を図ることとする。

《 対応する内容 》

- ① 関係生徒への事実確認、聴取、アンケート調査の実施
- ② 情報の記録、共有
- ③ 指導・支援方針の決定、いじめの認知
- ④ 保護者との連携、情報の提供
(重大事態の場合は外部機関との連携)
- ⑤ いじめ対策委員会の記録保存



市教委が示すいじめの深刻度

- レベル1 学習、生活に目立った変化は見られないが、本人がいじめがあったと感じる。
- レベル2 元気がない、学習意欲の低下
身体的不調を訴える(保健室への出入りの増加)
交友関係の変化(孤立)
頻繁にいたずらされる、物がなくなる
欠席・遅参・早退等の増加
- レベル3 不登校、別室登校
身体的損傷(打撲、傷、衣服の汚れ等)
暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的苦痛や被害
- レベル4 自殺未遂、自殺

レベル1以上は随時
市教委へ報告
(いじめに関する個票提出)

8 いじめ発生時の基本的な対応

- (1) いじめを受けた生徒、保護者への支援
 - ① 学級担任など、信頼関係が築けている教師を中心に、いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめを受けた生徒の心情に十分配慮し、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
 - ② 家庭訪問を実施し、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめを受けた生徒の安全確保を確認し、保護者の不安解消に努める。
 - ③ いじめを受けた生徒が安心して学習や生活ができるよう、よりよい学習環境の確保を図る。
 - ④ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、警察署、児童相談所等、外部の専門家との協力による生徒、保護者の心のケアを行う。
 - ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分に注意を払い、折に触れ必要な支援や相談を実施する。
- (2) いじめを行った生徒、保護者への対応・助言
 - ① 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼をおいた指導を行う。
 - ② 正確な事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など、外部専門家の協力を得て問題解決を進める。
 - ③ 事実関係を聴取したら、保護者に連絡し事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が以後も連絡がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ④ いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行なった生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目をむけ、当該生徒の安心・安全を確保し、健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報の取扱いに関しては十分に配慮する。

- ⑤ 状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導や警察との連携による措置など、毅然とした対応をし、再発防止に努める。

9 年間計画

月	定例会及び早期発見の取組	いじめ対策委員会（実態把握調査等）
4月	組織、年間計画の確認	生徒指導全体協議会①（指導を要する生徒の共通理解）
5月	定例会 ①	● いじめアンケート調査①（GW明け） いじめ対応研修会（生徒理解、組織的対応等）
6月	二者面談 ①（全学年）	● 学校生活アンケート調査①（悩み・いじめ等） ※ Q-Uテスト（1・2年）の実施
7月	三者面談（3年）	<u>いじめに関する自己点検シート ①（教職員）</u> ※ Q-Uテスト結果への対応策の学年協議
8月	↓ 家庭訪問（必要な生徒）	● チャンス相談（夏休みの変容把握） 生徒指導全体協議会②（指導を要する生徒の共通理解）
9月	定例会 ②	● いじめアンケート調査②
10月	二者面談 ②（全学年）	● 学校生活アンケート調査②（悩み・いじめ等）
11月	定例会 ③、三者面談（全学年）	
12月	家庭訪問（必要な生徒） ↓	<u>いじめに関する自己点検シート ②（教職員）</u>
1月		● チャンス相談（冬休みの変容等把握） ● 学校生活アンケート調査③（悩み・いじめ等）
2月	定例会 ④	● いじめアンケート調査③（上旬）
3月	今年度の反省	

10 評価と改善

(1) いじめ基本方針の改訂

- ① 「福島市いじめ基本方針」の変更等を下に見直しを図り、必要があると認められるときには本校の「いじめ対策委員会」を通して必要な措置を講じる。
- ② いじめ基本方針については、その都度見直しを図り、学校評価等を加味しながら年度末に総合的に改訂する。

11 相談窓口

福島市教育委員会(学校教育課)	024-535-1111 (内線5341)
福島市教育実践センター	024-536-7700
子どもと家庭テレフォン相談(中央児童相談所)	024-536-4152
いじめ110番(福島県警察本部)	0120-795-110
ダイヤルSOS(福島県教育委員会)	0120-453-141
ふくしま24時間子どもSOS(福島県教育委員会)	0120-916-024
子ども人権110番(法務局)	0120-007-110
子育て相談センターえがお(こども政策課)	024-525-7671
家庭児童相談室(こども政策課)	024-525-3780
福島県青少年総合相談センター(福島県青少年会館内)	024-546-0006